

新闻摘要 (5月10日~7月9日)

5月10日 (星期四)

警视厅组织犯罪对策一课10日宣布，一名以遗华孤儿身份回到日本的某女性之亲属，因涉嫌违法领取生活保护费(2人)和违反入国管理法(10人)而遭到逮捕。



5月11日 (星期五)

10日，厚生劳动省就面向遗华孤儿的新型支援方针之內容（发放全额基础年金、创设替代生活保护费的特別給付金制度等）以及参与探讨支援方针应本状态有识者会议成员，向执政党课题小组进行了汇报与提交。

5月18日 (星期五)

探讨面向遗华孤儿的新型支援方针应本状态之有识者会议，于17日举行了首次聚会。几次会议的探讨结论，将在6月中旬总结得出。

5月18日 (星期五)

山梨县甲斐市于17日，向居住在同市市内的一名遗华妇人发出通知，撤销了先前要求其退还部分生活保护费（请参阅第34期相同栏目内容）的命令。此次撤销退还命令，是因为市政府要求退还的根据内容中出现了错误，同市将根据新的事实，并重新发出要求其退还生活保护费的命令。

6月13日 (星期三)

探讨面向遗华孤儿的新型支援方针应本状态之有识者会议，于12日举行了最后一次聚会并总结得出了会议报告。

6月15日 (星期五)

札幌地方裁判所和高知地方裁判所于15日，分别对85名居住在北海道、56名居住在高知县的遗华孤儿作为原告方所提起的、要求国家进行赔

ニュース記事から (5月10日~7月9日)

5月10日 (木)

警視厅組織犯罪対策一課は10日、中國残留孤児として帰国した女性の親族を、生活保護費を不正受給した詐欺容疑(2人)と入管法違反容疑(10人)で逮捕したと発表した。

5月11日 (金)

厚生労働省は10日、中国残留孤児に対する新たな支援策の内容（基礎年金の満額支給と、生活保護に代わる特別給付金制度の創設など）と支援策のあり方を検討する有識者会議のメンバーを与党プロジェクトチームに報告した。

5月18日 (金)

中国残留孤児に対する新たな支援策のあり方を検討する有識者会議は17日、初会合を開いた。6月中にも報告書をまとめる方針。

5月18日 (金)

山梨県甲斐市が市内在住の中国残留孤児の女性に生活保護費の一部返還を求めていた問題（本誌第34号の本欄参考）で市は17日までに、女性に返還処分の取り消しを通知した。これは、返還の根拠内容に誤りがあったため、市は新たな事実認定をもとに改めて返還を求める方針。

6月13日 (水)

中国残留孤児に対する新たな支援策のあり方を検討していた有識者会議は12日、最終会合を開き報告書をまとめた。

6月15日 (金)

北海道在住の85人と高知県在住の56人の中国残留孤児が提訴していた中国残留孤児国家賠償訴訟で、札幌地裁と高知地裁は15日、いずれも原告側の請求を棄却した。

偿的诉讼予以驳回。

6月22日（星期五）

东京高等裁判所于21日驳回了3名遗华妇人作为原告方所提起的、要求国家进行赔偿的上诉。

6月25日（星期一）

25日这一天，56名作为原告方的遗华孤儿，因不服高知地方裁判所驳回其要求国家进行赔偿的诉讼（6月15日），而向高松高等裁判所提出了上诉。

6月28日（星期四）

27日这一天，85名作为原告方的遗华孤儿，因不服札幌地方裁判所驳回其要求国家进行赔偿的诉讼（6月15日），而向札幌高等裁判所提出了上诉。

6月28日（星期四）

执政党课题小组于27日对向国家提起索赔诉讼的原告方及辩护律师团代表出示了会议主席草拟的试行方案，方案显示遗华孤儿有可能获得基础年金和特别给付金共计12万4千日元（有一定收入的孤儿除外）。此方案所涉及的发放金额虽然比厚生劳动省先前拟定的多出了2万日元，然而作为原告方的遗华孤儿仍旧在记者招待会上表示拒绝接受这一试行方案。

6月30日（星期六）

山形县中国归国者自立研修中心于6月末正式关闭。29日在同中心举行了关闭仪式。县政府表示，两年前开始运行的天童市以及中山町的日语学习班，今后仍将继续运营，同时每个月还将在山形市两处、鹤岡市一处及新庄市一处开展促进归国者与地区居民间交流的“いきいき広場”（生气勃勃广场）。

7月1日（星期日）

据30日消息，执政党课题小组向孤儿代表团出示了一项草案，草案内容显示将导入一项新型制度，每月发放给孤儿的最高给付金额将达到八万日元。这样，与基础年金加起来，遗华孤儿共计可领取到14万6千日元。

6月22日（金）

中国残留婦人3人の国家賠償訴訟の控訴審で、東京高裁は21日、原告側の控訴を棄却した。

6月25日（月）

中国残留孤児国家賠償訴訟で、原告側の孤児56人は25日、請求を棄却した高知地裁判決（6月15日）を不服として、高松高裁に控訴した。

6月28日（木）

中国残留孤児国家賠償訴訟で、原告側の孤児85人は27日、請求を棄却した札幌地裁判決（6月15日）を不服として、札幌高裁に控訴した。

6月28日（木）

与党プロジェクトチームは27日、国家賠償訴訟の原告団、弁護団の代表に、基礎年金と特別給付金を合わせて月額12万4千円（一定以上の収入がある孤児を除く）を受け取れるとする座長試案を示した。厚生労働省の担当官に約2万円上乗せする内容だが、孤児側は記者会見で受け入れ拒否を表明した。

6月30日（土）

山形県中国帰国者自立研修センターが6月末で閉所することとなり、閉所式が29日、同センターで開かれた。県は今後、2年前から開講している天童市と中山町の日本語教室を継続するとともに、山形市2カ所、鶴岡市1カ所、新庄市1カ所で帰国者や地域住民が交流する「いきいき広場」を月1回開催する。

7月1日（日）

与党プロジェクトチームが孤児側代表団に対し、月額で最大8万円の給付金制度を導入する案を示していたことが30日、わかった。基礎年金と合わせて14万6千円となる。

7月2日（月）

国家賠償訴訟の原告団、弁護団は1日、代表者会議を開き、生活保護と同様の収入認定の手

7月2日（星期一）

向国家提起索赔诉讼的原告方及辩护律师团于1日召开代表会，就只要还没办完与生活保护费同等的收入认定手续，就不接受新型支援方案这一方针达成了共识。

7月4日（星期三）

这一天，3名作为原告方的遗华妇人，因不服东京地方裁判所驳回其要求国家进行赔偿的诉讼（6月21日），而向东京高等裁判所提出了上诉。

7月8日（星期日）

向国家提起索赔诉讼的原告方及辩护律师团于8日接受了执政党课题小组向其出示的最终方案，并发表了放弃要求国家进行赔偿，结束索赔诉讼的声明。最终方案的内容为：国家拟定在发放共计14万6千日元的基础年金和给付金（最高额为每月8万日元）这一方案以外，还追加了一条不把厚生年金和百分之三十的劳动收入算进收入认定之中的条款。

※最终方案除了上述内容以外，还涉及以下条款：

①向低收入者提供必要的住宅，并向其发放医疗护理费用。②退还孤儿回到日本后所支付的国民年金。③方案还包括当孤儿本人死亡时，其配偶可继续享受上述待遇等内容。

7月9日（星期一）

这一天，执政党课题小组正式制定出了面向遗华孤儿的新型支援方案内容。此支援方案所涉及的支援对象，除了遗华孤儿以外，遗华妇人也在其内。另外，在全国各地所展开的、要求国家进行赔偿的诉讼将要结束时，同法案还计划通过采取立法措施，放弃向孤儿提出要求支付作为诉讼费用的印花费，以谋求解决此事。包括上述内容在内的相关法案将由议员立法拿到秋季临时国会上通过，预计最早将在明年1月付诸实施。

①请注意

本栏目的新闻皆为一般报章的报道摘要。因此，并非为政府正式公布之内容，其中一部分还包含媒体的观察消息，敬请注意。

つづ 続きが残る限り、支援策に同意しないという方針を決めた。

7月4日（水）

中国残留婦人国家賠償訴訟で、原告側の婦人3人は4日、控訴を棄却した東京高裁判決（6月21日）を不服として、最高裁に上告した。

7月8日（日）

国家賠償訴訟の原告団、弁護団は8日、与党プロジェクトチームから提示された最終案を受け入れ、損害賠償請求権を放棄した上で、訴訟を終結させると発表した。最終案の内容は、基礎年金と給付金（最大で月額8万円）の合計14万6千円とするこれまでの案に加えて、厚生年金や就労収入の3割分を収入認定から除外する措置を追加提示した。

※ 最終案には、上記のほか、①低収入者には、必要な住宅、医療・介護の費用を支給、②国民年金の保険料を帰国後に納めた者には、保険料を返還、③給付金は、孤児本人が死亡した場合も配偶者が引き継いで受給、などが含まれている。

7月9日（月）

中国残留孤児に対する新たな支援策の内容が9日、与党プロジェクトチームで正式に決まった。支援策は、残留孤児に加え、残留婦人も対象となる。また、全国で提訴されている国家賠償訴訟の終結に向け、訴訟費用の問題についても、印紙代の支払いを孤児らに請求しない立法措置をとることで解決を図ることとした。これを含む関連法案は、議員立法により秋の臨時国会で成立させ、早ければ来年1月からの施行を目指す。

①ご注意

本欄の内容は、すべて一般の新聞などで報道された内容を要約して掲載しているものです。したがって、政府が公式に発表したものではなく、一部には報道機関の観測記事なども含まれていますので、ご注意ください。